

令和3年第1回水巻町議会 定例会 会議録

令和3年第1回水巻町議会定例会第3回継続会は、令和3年3月10日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	船津 宰
2番	廣瀬 猛	9番	高橋 恵司
3番	津田敏文	10番	入江 弘
4番	大貝信昭	11番	住吉浩徳
5番	岡田選子	12番	松野俊子
6番	中山 恵	13番	久保田賢治
7番	古賀信行	14番	水ノ江晴敏

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 山 田 美 穂

係 長 ・ 藤 井 麻衣子

主 任 ・ 松 崎 淳

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	吉 田 功
副 町 長	吉 岡 正	福 祉 課 長	吉 田 奈 美
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	内 山 節 子
総 務 課 長	大 黒 秀 一	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	増 田 浩 司	産 業 環 境 課 長	藤 田 恵 二
財 政 課 長	蔵 元 竜 治	下 水 道 課 長	河 村 直 樹
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	服 部 達 也
税 務 課 長	洞ノ上 浩 司	学 校 教 育 課 長	佐 藤 治
住 民 課 長	手 嶋 圭 吾	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	土 岐 和 弘	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	山 田 浩 幸

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和3年3月 定例会
(第1回)

第3回継続会

本会議 会議録

令和3年3月10日

水巻町議会

令和3年第1回水巻町議会定例会第3回継続会 会議録

令和3年3月10日

午前10時00分開議

議長（白石雄二）

出席14名、定足数に達していますので、ただいまから令和3年第1回水巻町議会定例会第3回継続会を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（白石雄二）

日程第1、一般質問について。これより一般質問を行います。1番、公明党。水ノ江議員。

14番（水ノ江晴敏）

14番、水ノ江です。公明党を代表いたしまして、冒頭質問を行います。

初めに、生活困窮者及び社会的孤立防止対策について。

新型コロナ禍は「感染症による死だけでなく、減収した人の自殺、及び地域のつながりを失った人の孤独死という3つの死との戦いである」（大阪府豊中市福祉推進室長勝部氏）と述べています。

生活が困窮するのには様々な理由・課題があり、その解決策は容易ではありませんが、生活保護に至る前の困窮者を支援するための「生活困窮者自立支援法」が平成25年12月に成立、平成30年10月からは「改正生活困窮者自立支援法」が施行されました。国の後押しがある今こそ、本町にある支援機関や仕組みをしっかりと活用・稼働すべきと考えます。

また、国は令和元年6月に「就職氷河期世代支援プログラム」を策定しました。バブル崩壊後の就職難時代（1990年代半ばから2000年代前半）に社会に出た世代は就職氷河期世代と呼ばれ現在30代後半から40代後半の世代であります。日本が経済不況で就職難の時代に社会人となり、景気回復後も新卒一括採用や年功序列の雇用慣行の中、不本意に非正規で働く人は50万人に上り、引きこもりや長期無業者を含めると、支援対象は100万人程度が見込まれています。

一般のコロナ禍は、「もともと社会にある構造的な矛盾や格差といった脆弱な部分に顕著に表れ、これまでの『宿題』ともいうべき『社会の脆弱性の克服』に向けた取組を進めるべきである」と識者（NPO法人北九州ホームレス支援機構奥田理事長）は指摘しています。

そこで以下の2つの観点から、質問をいたします。

（1）国が自立支援法に基づき設置を義務づけ、県が委託した相談窓口（自立支援相談機関）が町内にあります。この機関と町との連携の状況はどのようになっていますか。また、実績についてもお知らせください。

（2）令和2年3月定例会のなかで「就職氷河期世代支援」について一般質問しましたところ、「福岡県で令和2年4月以降推進体制が設置されるので、今後各部署を挙げて取り組む」旨の答弁を頂きました。その後の進捗状況をお知らせください。

次に、水巻町の所有者不明土地等について。

「所有者不明土地」とは、不動産登記簿等の所有者台帳により、所有者が直ちに判明しない、または判明しても所有者に連絡がつかない土地のことをいいます。所有者不明土地は、2040年には北海道の面積に相当するまで増えるとの民間の推計もあり、早急な対策が必要と思われます。

このことについて、「所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議」が策定した工程表に基づき、政府は、着実に対策を実施した結果、1、土地所有に関する基本制度の見直し。2、登記制度・土地所有権の在り方に関する検討。3、多様な土地所有者の情報を円滑に把握する仕組み等が課題であると判明しました。

そこで、「相続登記の義務化」、「所有権放棄の創設」、「共有制度の見直し」、「新たな財産管理制度」等、所有者不明土地の解消をめざす法案が今国会に提出されるということです。

そこで、お尋ねします。

(1) 本町の所有者不明土地及び空き家の件数等の現況をお尋ねします。

(2) 本町の「空き家バンク」の稼働状況についてお尋ねします。

(3) この法案を基に国、県、市町村が所有者不明土地等の解消を目指すことになると思いますが、現在、本町独自に取り組んでいることがあれば、教えてください。

最後に、ヤングケアラー（若年介護者）について。

厚生労働省は、ヤングケアラーとは「年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護や世話をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子供」と定義しています。

近年、女性の社会進出と晩婚化により高齢出産も増えてきました。核家族化が進み、ひとり親家庭などでは子供が成人する前に親が何らかの病気にかかれば、必然的に親の介護やケアをしなければいけない環境に置かれます。

また大家族においても、忙しい親の代わりに子供が祖父母の介護やケアを担う事になります。子供が担うケアの内容は、家事（買い物、料理、掃除、洗濯）、身辺ケア（トイレや入浴の介助）、一般ケア（着替えや移動の介助）、兄弟の世話などが考えられます。将来の水巻町を担っていく宝である子供たちは、非常に多感な時期であり、心身の発達や人間関係、学業、進路など、大切な時間を損なうおそれがあります。

子供たち一人一人の生活環境が違う以上、きめ細かな対応と、ケア負担を軽減できるサービスにつなげる事が必要と思います。

そこでお尋ねいたします。

(1) 町内小中学校への実態調査はされましたか。また、ヤングケアラーの現状はどうなっていますか、お伺いします。

(2) ヤングケアラーを早く見つけ出し、救っていく事が急務と考えます。町としてどのような対策を取られるのか、お伺いします。

(3) ヤングケアラーの子供たちがいるという視点を持つ事が大切です。広く住民に周知する必要があると思いますが、見解を伺います。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、町長。答弁。

町 長（美浦喜明）

はじめに、「生活困窮者及び社会的孤立防止対策」について、の御質問にお答えします。

まず1点目の、自立相談支援機関と町との連携の状況と実績について、のお尋ねですが、平成26年度に福岡県の委託事業として、頃末北地区に自立相談支援事務所が開設されました。この支援事務所は、困りごと相談室との名称で、家計に関する相談、就労に関する相談をはじめ、生活全般の相談ができる窓口となっており、対象者は遠賀郡と鞍手郡にお住まいの方となっています。

町との連携の状況ですが、令和2年10月にコロナ禍の影響もあり、本町から水巻町社会福祉協議会と宗像・遠賀保健福祉環境事務所へ働きかけを行い、自立相談支援事務所を加えた4機関で情報交換のための会議を、数か月に1回のペースで開催しております。

この会議では、福岡県や社会福祉協議会が実施する支援制度やサービスに関する情報の共有や、様々なケースへの対応を協議しています。

令和2年12月に開催しました2回目の会議には、健康課の保健師も参加し、アルコール依存症のケースへの対応方法を協議しました。

また、令和3年2月19日に開催しました、3回目の会議では、各機関だけでは解決できない個別ケースについての協議を行い、支援方法の共通認識を図ることができました。

連携会議を定期的に行うことにより、それぞれの担当職員の顔が見えるようになり、困難なケースに対し、スムーズな対応や協議をすることができるようになり、最近では、自立相談支援事務所の相談者に対して、福祉課と連携し、福祉サービスの申請へつなぐケースもありました。

さらに、令和3年2月22日付の厚生労働省からの事務連絡において、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方などへの貸付について、自立相談支援機関、社会福祉協議会、福祉事務所のさらなる連携強化を図るように通知がなされました。

本町としましても、生活困窮者の抱える様々なケースに対し、町の制度や仕組みで解決できる場合がありますので、他機関への情報提供や協議を進めつつ、連携の強化を図ってまいります。

次に2点目の、就職氷河期世代支援の進捗状況について、のお尋ねですが、令和2年3月議会で答弁させていただきました、就職氷河期世代を支援する関係機関や団体等を構成員として、支援策の取りまとめや進捗管理を統括するため、都道府県ごとに設置する「就職氷河期世代 活躍支援のための推進体制・プラットフォーム」について、福岡県では、令和元年12月に就職氷河期世代活躍支援「ふくおかプラットフォーム」を設置しています。

この「ふくおかプラットフォーム」が行う事業として、令和2年4月1日から令和5年3月31日までを期間とした事業実施計画が策定され、就職氷河期世代の方々の活躍の機会が広がるよう、福岡県内の機運を醸成し、各界が一体となって効果的かつ継続的な取組を推進していく

ことになっております。

また、令和元年5月に厚生労働省において策定された「就職氷河期世代活躍支援プラン」によりますと、就職氷河期世代には、就業状況等に応じ、3つの状況に応じた支援が必要とされています。

1つ目は、不安定な就労状態にある方、2つ目は、長期にわたり無業の状態にある方、3つ目は、社会参加に向けた支援を必要とする方などとされ、就職や社会参加に向け抱える課題は、極めて個別的で多様であるとされています。

このことを踏まえ、「ふくおかプラットフォーム」の事業実施計画においても、1つ目の不安定な就労状態にある方については、ハローワークに就職氷河期世代専門窓口を設置し、「若者就職支援センター」・「中高年就職支援センター」において、個別就職相談、各種セミナー、企業との面談会等による就職支援を実施し、2つ目の長期にわたり無業の状態にある方には、地域若者サポートステーションの支援対象年齢をこれまでの39歳までから49歳までに拡大し、これに併せて、就職氷河期世代の無業者に対する相談体制を整備するなどの取組を実施するとしています。3つ目の社会参加に向けた支援を必要とする方などには、当事者及び家族にとって身近な地域での相談・支援の充実を図るため、福岡県ひきこもり地域支援センターの体制強化に努めるとともに、同センターが中心となり、市町村や自立相談支援機関などの様々な関係機関を対象とした、人材の育成のための取組を強化するなど、構成員それぞれの強みを活かして、効果的かつ継続的な取組を推進していく内容になっています。

この中で、市町村の主な役割としましては、「支援を必要とする対象者とその家族等への制度の周知」となりますが、国においても、テレビや新聞を通じた政府広報、インターネット、SNSなど、あらゆるツールを用いて、支援制度の啓発を行うとされているところです。

しかしながら、その一方で、全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、多くの相談窓口や人の動き等が制限されたことにより、この計画に基づくそれぞれの取組にも大きな影響が出ているようでございます。

市町村におきましても同様に、新型コロナウイルス感染症の影響はありますが、この取組の一翼を担うべく基礎自治体として、制度の周知や啓発を行っていきたいと考えています。

具体的には、広報紙やホームページへの掲載が中心になると思いますが、新型コロナウイルス感染症収束後の新しい生活様式を踏まえ、支援の必要な方に、可能な限り必要な情報を届けることができる方法等と関係機関と連携しながら検討したいと考えております。

次に、水巻町の所有者不明土地等についての御質問にお答えします。

全国的にも人口減少や核家族化、高齢化などにより、空き地や空き家が急増しており、大きな社会問題となっています。これらの空き地や空き家の中には、適切な管理が行われないまま放置されているものもあり、防災・防犯・安全・環境・景観など多岐にわたる分野で問題を生じさせ、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしています。

本町においては、これらの管理不全に陥った空き地や空き家に対して、平成27年に全面施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」等の関係法令等に基づき、対応していますが、その中には、「所有者の確認が取れない」、または、「所有者に連絡が取れない」、いわゆる「所有者不明土地等」が多数存在しており、本町を含む全国の地方自治体の多くは対応に苦慮して

います。

このような所有者不明土地等に至る主な原因としては、「子供などの相続人がいない場合」や「相続人が決まらない場合」、また「相続人が登記簿の名義を変更していない場合」などの3つが考えられます。

特に3つ目の「相続人が登記簿の名義を変更していない」というケースは、全国的にも最も多く発生していると言われており、本町においても同様に、管理不全の空き家等の問題解決に支障をきたしている状況にあります。

このような状況の中、国や県より正式な通知等はまだ来ておりませんが、御指摘のように、政府は、所有者が不明な土地等をこれ以上増やさないため、「相続登記の義務化」や「所有権放棄の創設」などを盛り込んだ関係法令の改正案を今国会に提出されるとの報道もあっております。

そこで、まず1点目の、本町の所有者不明土地及び空き家の件数等の現況について、のお尋ねですが、土地及び家屋について、固定資産税を課税する上で所有者が不明となっており、課税を保留している物件はありません。

ただし、課税の対象とならない非課税物件及び免税点未満の一部の物件については、現所有者の把握ができていないものが含まれているものと思われます。

また、その一方で、平成27年度に実施しました「空き家実態調査」では、町内に433件の空き家が存在していることが判明し、平成31年3月に策定いたしました「水巻町空き家等対策計画」に基づき、様々な対策を行っているところですが、実態調査後、居住者の死亡や移転等により新たに空き家となった物件も多数あるため、所有者不明である空き家の正確な件数は把握できておりません。

そのため、令和3年度に改めて「空き家実態調査」を実施する予定としており、この調査をしていく中で、所有者不明空き家の把握を行っていきたいと考えております。

次に2点目の、本町の「空き家バンク」の稼働状況について、のお尋ねですが、本町の「空き家バンク」は、町内の空き家等の流通及び利活用を促進し、管理不全の空き家等の増加を抑制するとともに、町の移住・定住施策の推進に資することを目的とした制度であります。

町内の宅地建物取引業者7社の協力を得て、令和2年3月より運用がスタートし、約1年が経過いたしました。その間、広報紙やホームページをはじめ、5月に発送する固定資産税納税通知書にもチラシを同封し周知を行ったところです。

また、建物の管理が不十分で近隣住民から苦情のあった空き家に対しても、所有者に空き家バンクの説明を行いながら管理不全の建物を減らすよう努めているところです。

現在の稼働状況ですが、町に申請のあった空き家物件は13件で、その内10件については、協力事業者との媒介契約を締結しており、その内5件は新しい借り手、買い手が見つかり、契約手続が済んでいるところです。

最後に3点目の、この法案を基に国、県、市町村が所有者不明土地等の解消を目指すことになるとは思われますが、現在、本町独自に取り組んでいることがあれば、教えてください、とのお尋ねですが、本町では、固定資産を所有している方が亡くなった際の手続きで、水巻町税条例第74条の3の規定に基づき、法定相続人及び相続人代表者の届出を提出していただい

す。

また、必要に応じ被相続人の戸籍調査を行い、現所有者の把握に努めています。

さらに、所有者不明土地の解消のため、福岡法務局より提供された法定相続情報証明制度や相続登記による名義変更についてお知らせするチラシを、令和2年度固定資産税納税通知書に同封し、固定資産所有者の方へ周知し、相続登記の推進に取り組んでいます。

最後に、ヤングケアラー（若年介護者）についての御質問にお答えします。

ヤングケアラーとは、本来、大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている子供のことで、具体例として、障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている場合や、家族に代わり、幼い兄弟の世話をしている場合などが挙げられます。

また、家計を支えるために働いている場合や、アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族に対応している場合などについても、ヤングケアラーに該当するとされています。

親の就労や養育・扶養機能と、家事・育児・介護等の家族のケアニーズとのバランスが取れている状態から、家族が病気になったり、障がいを持つことでケアニーズが増えたり、親の離婚やそれに伴う就労時間の増加などにより養育・扶養機能が不十分になることで、そのバランスが崩れてしまいます。

そのバランスを取るために必要となるサポートを、親族等や公的なサービスから受けることができない、または、そのサポートが十分でない場合に、子供が家族のケアニーズを支え、バランスを取る側に回るといった状況が発生します。

さらに、バランスを保ち続けるため、子供がケアを担い続けざるを得ない状態になることで、学校に行けなかったり、友達と遊ぶ時間がなかったり、自身がしたいと思っていたクラブ活動ができなかったり、宿題などの勉強に割く時間がつくれなかったりするなど、本来守られるべき子供自身の権利が侵害されている可能性があります。

子供には、「健康を守る権利」、「教育を受ける権利」、社会生活において同世代の子供たちとの関係性をつくっていく「育つ権利」など、様々な権利があります。そして、これらの権利を侵害されている子供については、必要な支援を行い、子供の権利回復・権利保障に努めなくてはならないと考えております。

そこでまず1点目の、町内小中学校への実態調査はされましたか。また、ヤングケアラーの現状はどうなっていますか、お伺いします、とのお尋ねですが、本町の小中学校において、現時点で「ヤングケアラー」に特化した実態調査は実施しておりませんが、令和2年、厚生労働省が文部科学省と協力して、全国規模の実態調査に乗り出し、現在、調査結果の集計や今後の支援策などの検討が進められています。

なお、現在の小中学校における対応としましては、いじめ等のアンケート調査やSOSの出し方教室の実施などを通して、子供たちの抱えている問題を見逃さないように努めるとともに、子供たちとの相談しやすい関係性づくりに取り組んでいるところです。

また、本町におけるヤングケアラーの現状としましては、家事や家族の世話などを日常的に行っているため、学校に行けなかったり、友達と遊ぶ時間がなかったりするなどの悩みについて、学校や児童少年相談センター等で相談を受けるなど、実際に支援のための取組を行ったと

いう事例はございませんが、子供自身がそのような状況に気づいていなかったり、不安や不満を抱えていても言い出せていなかったりしている子供もいるのではないかと思います。

平成30年度に厚生労働省が実施した「ヤングケアラーの実態に関するアンケート調査」におきましても、ヤングケアラー自身がヤングケアラーとして認識しているかについて聞いたところ、「認識している」との回答は約12%にとどまっています。

そのような状況の子供に対して、周りの大人が早く気づき、子供の思いを聴き、必要な支援につなげることで、たとえ家族のケアをしながらであっても、子供らしく生きる権利を回復し、子供自身の持つ能力を最大限発揮できるようにしていくことが重要だと考えております。

次に2点目の、ヤングケアラーを早く見つけ出し、救っていく事が急務と考えます。町としてどのような対策を取られるのか、とのお尋ねと、3点目のヤングケアラーの子供たちがいるという視点を持つ事が大切です。広く住民に周知する必要があると思いますが、見解を伺います、とのお尋ねは、関連がありますので、一括してお答えします。

家事や家族の世話の多くは家庭内で行われるため、子供がそれらを担っているかどうかを家族以外が把握することは容易ではありません。

また、本町の要保護児童対策地域協議会において、要支援児童として把握できていないケースや、経済的に何とか自立している場合で、生活保護のケースワーカーとの関わりもないケースなどは、支援が必要な状況にも関わらず、そのこと自体を認識されていない場合もあると考えられています。

ヤングケアラーを早期に把握し、必要な支援を行うためには、まずは「ヤングケアラー」という概念、子供として守られる権利があること、そしてその本来守られるべき権利が侵害されていることを、子供自身や家族、周囲の大人を含む多くの人が理解することで、様々な人や機関が窓口となり、支援の対象であるべき子供に気づくことができる環境が必要だと考えます。

また、ヤングケアラーへの支援は、子供の権利を回復するための支援ではありますが、本来家事や家族の世話を担うべき大人が、病気や障がいなどの理由により担えていないことが問題であるため、家事援助サービスや訪問看護といった、高齢者福祉や障がい福祉などのサービスにつないでいくことが必要であり、児童福祉に限定されない多様な機関との連携が不可欠だと考えます。

本町におきましても、ヤングケアラーの早期把握や、適切な支援が行える環境をつくっていくため、ヤングケアラーという言葉の認知度向上と、ヤングケアラーに対する正しい理解が進むよう、国、県等から配布されるポスターの掲示や広報紙への掲載など、ヤングケアラーに関する普及啓発等の取組を進めてまいります。

また、学校、行政、地域が連携して、日頃の子供たちの様子を観察し、家庭訪問等により生活状況をきめ細やかに把握するなど、早期に発見し、支援に繋げることができるよう、努めていきたいと考えています。

以上です。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。はい、松野議員。

12 番（松野俊子）

12 番、松野です。私からは、生活困窮者及び社会的孤立防止対策について、再質問をさせていただきます。

町長の冒頭の答弁にございました、令和 2 年 10 月に町担当課が中心になって、社協、それから福祉事務所、それから自立相談支援機関（困りごと相談）に呼びかけて、数か月に 1 回会議を開催し、情報共有や対応を協議しているとの事。いち早く国の施策を取り入れた対応を、まずは心強く感じておる次第でございます。

その上で、何点か再質問をいたします。

まず最初に、生活困窮者に対しては、従来から社協で生活福祉貸付が行われていましたが、新型コロナ禍によって、厚労省はより借りやすい特例貸付制度を実施しております。

そこで専門性のある自立相談支援機関の相談員がその対応に当たっていると理解していますが、この社協の貸付制度の利用状況の件数や、男女別が分かればお知らせください。

また、それ以外の自立相談支援機関、困りごと相談機関での相談件数や、男女別も分かればお知らせください。

議 長（白石雄二）

土岐課長。

地域づくり課長（土岐和弘）

松野議員の再質問にお答えをいたします。

社会協議会の貸付の件数と自立相談支援窓口への利用状況の関係だと思えますけれども、まず社会福祉協議会の特例貸付の受付の件数でございますが、令和 2 年から令和 3 年 2 月 15 日までの件数で、相談の件数が 294 件、緊急小口の貸付が 228 件、その後の総合支援の貸付が 131 件、総合支援の再延長の申請が 71 件というふうになっておりまして、月ごとでは、昨年 6 月が 80 件でピークになっておりまして、1 月が 12 件ということで、減少傾向にございます。

男女別についてでございますけれども、ちょっと数値がございません。ただ、業種別については、自営業の方、飲食業の方、また歩合で働かれている方の件数が多いようでございまして、40 代 50 代の男性からの相談が多いということでございます。

次に、自立支援相談窓口の新規の相談件数でございますけれども、こちらも令和 2 年 9 月に 39 件新規相談がございまして、直近の数字で令和 3 年 1 月は 1 か月で 18 件の件数がございました。こちらも減少傾向でございます。ただ、社会福祉協議会の貸付制度の中で、自立相談支援窓口に相談をするというのが条件になっているという部分がございます、その再相談の件数が多くなってきているということでございます。

男女別の件数でございますが、直近の新規相談件数 85 件のうち、男性が 38 件、女性が 47 件ということになっております。

以上でございます。

議長（白石雄二）

はい、松野議員。

12番（松野俊子）

その自立相談支援機関、困りごと相談での支援についてですね、もう少し説明をお願いいたします。

例えば、個別支援の計画の作成とかがあるのか。また社会的孤立とか引きこもりになった方に対するアウトリーチ、訪問型支援ですね、そういった期待もあるのですが、そういったところで何か実績などありましたらお答え願います。

議長（白石雄二）

土岐課長。

地域づくり課長（土岐和弘）

自立相談支援窓口での事業でございますけれども、困りごと相談のほかに就労準備支援事業、家計改善支援事業、それと、県独自の事業といたしまして、「子ども支援オフィス」も設置されております。

個別支援計画についてでございますけれども、特に家計改善支援事業では、家庭の収入と支出を明らかにする必要がございますので、支援方法を相談者の方と協議をして、話し合って策定をされています。また、必要に応じて弁護士や医師とも協議をされているようです。

最後に、訪問についてでございますが、具体的な件数とか回数はちょっと承知をしておりますけれども、今申し上げましたどの事業においても、必要に応じて訪問をされているようでございます。

自宅の訪問のほかに、病院とか更生相談所などにも、いわゆる同行支援をされているというふう聞いております。

以上です。

議長（白石雄二）

松野議員。

12番（松野俊子）

様々な給付とか貸付は、常にこのケアっていうのがセットで実施されることが大事であるということで、今のそういったアウトリーチとか、同行とか、そういったものが重要になってきて、なされつつあるということ、そういうふうに理解をさせていただきます。

4つの機関が連携して協議されている連携会議の中で、課題とかですね、そういったものがあればここでお知らせください。

議 長（白石雄二）

はい、土岐課長。

地域づくり課長（土岐和弘）

再質問にお答えをいたします。

課題ということがございますけれども、特定の方のケースを協議する場合に、個人情報の取り扱いが必要になるケースがございますけれども、事前に相談者の方に了承を得たりしなければいけないということなどに注意を払っているような状況でございます。

それと、自立相談支援窓口が、コロナ禍によって相談の件数がちょっと増えた時期がございまして、相談の人員が不足するというふうな状況もございました。

ただ、令和3年度の県の予算の中で、相談窓口の人員の増員という予算が確保されるべく、今調整が進んでいるということ、今、伺ってはおります。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

松野議員。

12 番（松野俊子）

本当に様々な課題で苦しんでいる住民の方に対して、断らない相談支援という体制が、本町の中に構築されつつあるということで、そういう気持ちが非常に強く感じた次第でございます。

今後一層、スキルアップと言いますか、力を向上していただくことを要望いたしまして、もう一つですね、就職氷河期世代の支援についての再質問をさせていただきます。

この就職氷河期世代の支援については、国がしっかりやっていくということであったんですが、答弁にありましたように、新型コロナ禍の影響で、県の就職氷河期世代活躍支援「ふくおかプラットフォーム」の事業計画は立てたけれども、その進捗が遅れているという不確定な中であるとは思いますが、答弁いただいた中から再度質問をさせていただきます。

まず初めに、事業計画で就職氷河期世代が3つの状況に応じた支援を想定していることということで、その一つ目の支援に、ハローワークに就職氷河期世代専門窓口がもうすでに設置されているのかをお知らせください。

そして、もし設置されているのであれば、実績とかそういった分かる情報もお知らせください。

それともう一つですね、答弁にあった地域若者サポートステーション。これは以前からあった、黒崎のコムシティにですね、就職氷河期世代のことが取り上げられる以前からあったサポートステーションだと思うんですけども、こことハローワークの就職氷河期世代専門窓口との支援の内容の違いみたいなものとかがあれば教えてください。

議 長（白石雄二）

藤田課長。

産業環境課長（藤田恵二）

松野議員の再質問にお答えをいたします。

まず初めの就職氷河期世代の専門窓口がすでに設置されているのかということでございますけれども、支援対象のうち、一つ目の状況として答弁いたしました、不安定な就労状態にある方への対応策といたしまして、ハローワークの福岡中央、これは福岡市の天神でございます。それから、ハローワーク小倉、これは小倉北区でございますけれども、そこにすでにミドル世代サポートコーナーという名称で専門窓口が設置されております。

相談数等の実績でございますけれども、これは今のところまだ公表がされておりませんで、今後ハローワークに対して情報提供をいただけるかどうかを確認をいたしまして、実績数等が分かれば御報告をさせていただきたいというふうに思います。

それから、二つ目の黒崎のコムシティの中にある若者サポートステーションとハローワークの違いということでございますけれども、支援対象のうち、二つ目の状況として御紹介しました長期にわたり無業の状態にある方につきましては、福岡県に4か所、この若者サポートステーションというところがございます。そのうちの1か所がコムシティの中ということになりますけれども、ここが支援を行ってまいります。

この若者サポートステーションでは、新卒の方から、年齢で言いますと答弁にもありましたが、49歳までの方を対象に、就職活動の方法が分からないという方や、会話が苦手な相談相手がいなかったり、また、就職に対して初めの一歩が踏み出せないとか、そういった方に対してですね、そういった悩みを抱える方々の自立の手助けを行うという機関でございます。支援内容としては、個別相談や各種のセミナー、また、就労体験などを行う支援ということになっております。

一方、先ほど紹介しましたハローワークに設置されておりますミドル世代サポートコーナーでございますけれども、ここは不安定な就労状況にある方への支援機関ということになりますけれども、おおむね35歳から54歳までの方を対象に、職業訓練の斡旋や、また、模擬面接とか、職場定着への支援などを行っておりまして、違いと言いますか、相談される方の今までの就業状況とか、また、本人の性格とか、考え方によって、また、年齢の違いによってそれぞれの機関がその方に合った支援を行うということになってございます。

また、議員が言われますように、相談者自身、どのような支援が必要か、どこに相談しているのかということが、判断に迷うような場合もあるかと思いますが、まずは自立相談支援機関、町内でございます困りごと相談室、こちらのほうに御相談をいただいて、その御相談を受ける中で、その方に最も有効だと考えられる支援機関を御案内するというようなことができるかと思っております。

この福岡プラットフォームの取組は、それぞれの機関がそれぞれの役割に応じて、そういった就職氷河期世代の方々をサポートするという仕組みになっておりますので、町内の自立相談支援機関、困りごと相談室もこの枠組みの中の一翼を担っていただいているということになりますので、県の機関ではございますけれども、活用をしていただければというふうに考えております。以上でございます。

議 長（白石雄二）

松野議員。

12 番（松野俊子）

ここで少し指摘させていただきたいのがですね、ハローワークの支援機関も小倉でございます。また、若者サポートステーションは黒崎でございます。無業者である若者がそういったところに通い続けるというのは、非常に経済的にも負担が大きいというふうに考えられます。

普通の失業保険の給付を受けながらハローワークに通っての就職活動というのとは全く違って、全く給付がない中でいろんな相談にずっと通わないといけないということで、やっぱり途中でやめてしまった方の事例も、私も存じ上げております。

そういったこと、今のところ給付に関してはですね、ないようでございますが、今後そういったことを指摘する機会がございましたらですね、県にも要望として上げていただければなど、非常にそういうことを思います。

最後になりますが、何と言っても就職氷河期世代というのは、今は就労を中心に質問させていただきましたけども、やはり引きこもりとか、また、やがては親の介護とか、そういった全般にわたる問題を抱えるようになってくると思いますので、何と言っても、住民の方に様々な情報が伝わるように、広報紙で目を引くような記事だとか、もう当然ホームページで分かりやすくながっていくとか、そういった住民の方への情報や周知というのが大切になると思いますので、そこらあたりも最後に要望いたしまして、もし何かあれば、その辺も回答いただけたらと思います。

議 長（白石雄二）

藤田課長。

産業環境課長（藤田恵二）

お答えをさせていただきます。

今、松野議員、言われるとおり、町長からの答弁にもございましたけれども、就職氷河期世代の方々は、就業状況などに応じて様々な問題を抱えております。そのため、これら一人一人の状況に応じた支援の窓口、様々ございますので、ちょっと分かりづらい部分もありますけども、今おっしゃられましたように、取組の内容が分かるような、県の広報紙などの連携も視野に入れながら、町の広報紙への特集記事の掲載、またホームページの内容の工夫等について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、久保田議員。

13 番（久保田賢治）

13 番、久保田です。私からは水巻町の所有者不明土地等について、再質問を 2 点させていただきます。

1 点目、先ほどの答弁の中で、所有者不明土地等に至る大きな原因として、相続人が登記の名義を変更せずにそのまま放置しているケースが全国的に最も多く発生しており、本町においても同様とのことですが、本町において、相続登記は行われなかったため、登記名義人の相続人へ固定資産税を課税している事例も発生していると思われませんが、実際に相続人へ課税している件数はどのようになっていますか。

議 長（白石雄二）

課長。

税務課長（洞ノ上浩司）

久保田議員の再質問にお答えいたします。

令和 2 年度の当初課税時点の数値となりますけれども、免税点未満を含む固定資産税の納税義務者は 1 万 540 人となっております。

そのうち相続登記を行われなかったために、登記名義人の法定相続人を納税義務者としている件数につきましては、1,006 人となっております。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、久保田議員。

13 番（久保田賢治）

10%弱おられるということをお答えいただきました。

令和 3 年 3 月 5 日、閣議決定されました法改正で、相続や住所変更時の登記を義務づけられました。

また、望まない相続により、土地や家屋が放置されるのを防ぐため、新法相続土地国庫帰属法で、相続人が取得した土地等を手放せる制度も規定しています。

すなわち、条件を満たせば、所有権を国庫に帰属させることができるようになりますので、相続登記を行わない人は減少すると私は思っております。

それから 2 点目ですね。

本町の空き家バンク制度の進捗状況は、現在 13 件の空き家物件の登録があり、そのうち 10 件については、協力事業者との媒介契約を締結し、そのうち 5 件は賃貸や売買の契約手続が済んでいるとの答弁をいただき、本町の空き家バンクは順調なスタートを切っていると私は感じました。

そこでお尋ねします。

この空き家バンク制度は現在大きな社会問題となっている空き家問題を解決に導く有効な手

段の一つであるとともに、本町における移住定住施策の推進に資するものと考えますが、今後の取組についてお聞かせください。

議 長（白石雄二）

古川課長。

住宅政策課長（古川弘之）

久保田議員の再質問にお答えいたします。

議員が御指摘のように、空き家バンクは、管理不全の空き家の増加を抑える有効的な手段の一つと考えております。

また、水巻町、限られた町域の中でございますけれども、やはり移住定住、これを促進し、町内の人口流入、これを促す必要があると思います。

そのためには、町内に現存して、今ある利活用可能な空き家の流通を促すこともとても大切なことだと考えております。

そのため、この空き家バンク制度、今後周知が必要になってくると思うんですが、今後ですね、広報紙はもちろんのこと、ホームページや、現在、住宅政策課が作成しています移住定住ガイドブック、これ作成していますけれども、こちらのほうにおいても、空き家バンクの記事を掲載いたしまして、町内外への周知に努めていきたいと考えています。

また、日々空き家の指導とかで窓口でしていますけれども、その指導の際においても、利活用可能な物件であれば、空き家バンクの活用、これを誘導する等の指導を行いまして、市場への空き家の流通及び利活用を今後とも促してまいりたいと考えています。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、久保田議員。

13 番（久保田賢治）

令和3年度の予算にも上がっていると思いますけれども、令和3年度に空き家実態調査を実施するとの答弁をいただきましたので、空き家等の把握ができましたらまた御報告お願いいたします。

以上で水巻町の所有者不明土地等についての再質問を終わります。

議 長（白石雄二）

はい、水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

14番水ノ江です。私は、ヤングケアラー若年介護者について、再質問をさせていただきます。答弁の中で、実態調査ですけれども、実質やっていないということでの答弁がございました。

全国的にですね、国がそうやって実態調査に乗り出しているということでもありますけれども、水巻町としてその調査の予定があるのかどうかですね、お伺いしたいと思います。

議 長（白石雄二）

佐藤課長。

学校教育課長（佐藤 治）

水ノ江議員の再質問にお答えいたします。

学校における実態調査といったところでございますけれども、今後やはり実態調査というのが必要というふうに考えております。

今の学校の現状でございます、実態調査。大変難しい問題でございますので、今、学校におきましては、先生方が家庭訪問に行っておりますし、日々、子供たちと一緒に過ごしております。その中で、学校を休みがちになった子供、また学力低下、それから元気がなくなったりといった子供がおりましたら、いち早く話を聞いて、そして対応いたしますし、その中で、教職員だけではなく、専門のスタッフ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、そういった専門的なスタッフが積極的に関わりますして、いろんな視点から状況の把握をしていくようにいたしております。

また学校では、不安や悩みに関するアンケート、こちらを子供たちに定期的に行っておりますので、その質問の中で、日頃の生活状況が表に出やすいような質問内容に表現を工夫するということも、今後必要であるというふうに考えております。

これからまた、早期の現状把握、そして支援につなげることができるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

この、子供たちの実態を把握するのに、やはり一番身近な人といえば学校の先生に当たるかと思えます。

それと当然、介護にですね、親等、家族の方、介護に当たれば、それと介護に来ている方、介護職の方がですね、1番身近な方ではないかなというふうに思います。

全国的にですね、この先生のアンケートを取るような形で、各自治体もそういう先生に対してですね、アンケートを取るようなところも実際にはございます。

水巻町としてですね、一番子供たちの状況がわかっている先生に対してですね、ヤングケアラーに対するアンケートを実施する予定とか、方向、そういうものがありますでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、課長。

学校教育課長（佐藤 治）

再質問にお答えします。

今のところ、その辺の具体的な話は上がってきておりませんが、今後、校長会、教育委員会です、その辺のことも検討してみたいと思っております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

ぜひですね、早いうちに子供たちの状況を早く知る上ではですね、そういう調査も必要ではないかなというふうに思っておりますので、できれば実施をしていただきたいというふうには思っております。

子供たちの育つ権利はですね、どのような場合でも、侵害されることなくですね、守られなければなりません。ヤングケアラーの実態があればですね、早急に把握し、支援につなげるべきだとは考えております。

しかし、ヤングケアラーの表面化しにくいという特性もあるわけでございます。

学校ではそのような実態を把握するため、どのようなことに気を配っておられますか。

議 長（白石雄二）

佐藤課長。

学校教育課長（佐藤 治）

再質問にお答えいたします。

先ほどの回答とちょっと重なる部分がございますけれども、まずは子供たちに対して、学校の先生方が敏感にアンテナを張って、子供たちの様子をじっくりと観察して、そして変わったことがありましたら、気づくというようなことが大切かと思っております。

そして先ほど言いましたように、専門スタッフを入れて、いろんな視点から子供たちを観察していく。そして気づきましたら、早期な現状把握と支援につなげるというふうなことを、教職員一丸となって全員で見守っていくということを、注意しながらやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

それと次ですけれども、厚生労働省が取りまとめた、「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン」の中にですね、ヤングケアラーの早期発見のためのアセスメントシートが示されています。

これを町として、このアセスメントシートを積極的に活用する考えはございますか。

議 長（白石雄二）

吉田課長。

子育て支援課長（吉田 功）

御質問にお答えいたします。

ガイドラインに示されておりますアセスメントシートにつきましては、子供自身のアセスメントだけではなくて、子供と関わりのある第三者の方でも気づけるように、子供の様子・状況などから、ヤングケアラーである可能性を把握することを目的として作成されております。

より多くの視点からヤングケアラーの把握が進みますよう、今後、児童少年相談センターや、学校にもお願いいたしまして、児童生徒や保護者との面談の場面等で活用できるように、検討したいというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

ヤングケアラーの支援の難しさの一つに、支援が必要な状況であることを、子供自身や、保護者が認識していないという場合であったりですね、支援を受けることの必要性はもう理解・納得していたとしても、支援を受けることに対する抵抗感であったり、支援を受けていることを恥ずかしいと思う子供たちがいたり、支援が必要な家族がいるということを周囲に知られたくない。そういう子供たちもいるということが挙げられます。

そのような子供たちに対して、どういう配慮をするのかですね。必要だというふうに思いますが、町の考えをお伺いいたします。

議 長（白石雄二）

吉田課長。

子育て支援課長（吉田 功）

御質問にお答えいたします。

議員が言われますとおり、ヤングケアラーに関する相談対応や支援に当たりましては、ヤン

グケアラー自身及びその家族が、周囲から偏見を持たれないようにするため、十分な配慮が必要であるというふうに考えております。

また、子供に対するメンタル面でのサポートも重要になってくると思いますので、町長の答弁にございましたように、まずはヤングケアラーに対する周囲の理解が進むよう、普及啓発に努めまして、対応につきましても、関係各機関と連携を図って適切に対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

ぜひですね、答弁にもありますとおり、しっかり連携を取っていただいてですね、早く子供たちが見つかるような体制をとっていただいて、早く救ってあげたい、あげていただきたいというふうに思っております。

その中で、答弁にありましたけど、国や県から配布されたポスターが、広報紙にも掲載するなど、ということで答弁いただいております。実質的にこのポスター自体はもうあるんでしょうか。その辺はをお伺いします。

議 長（白石雄二）

課長。

子育て支援課長（吉田 功）

現時点で、国・県等からのポスターや啓発物資等はまだ届いておりませんが、報道で、厚生労働省と文部科学省が共同で今月、プロジェクトチームを立ち上げるというふうに伺っておりますので、恐らく近いうちに啓発用ポスターがこちらのほうに届くのではないかとというふうに予想しております。

届きましたら、速やかに庁舎内や学校等の掲示板のほうに掲示をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

じゃあ最後になります。

ここで一つですね、このヤングケアラーの具体例を一つ紹介させていただいて、最後といたします。

まずAさんは、3歳のときに交通事故で父親を亡くし、母親と祖母の3人暮らしになりました。そして、小学3年生になった頃から、祖母の介護が必要になり、自分でトイレまで行くことができなくなったために、Aさんが手をつないで一緒に連れていき、部屋に戻るようになりました。祖母のトイレの介助がAさんの日課となり、毎日の買物や洗濯なども担当でした。

そのせいか、中学生になると、頻繁に体調を崩して、学校を休みがちになりました。

介護中心の生活になり、そして高校進学の際には、定時制の学校を選択。夕方から高校に行き、夜に帰宅した後は、祖母や心臓の悪かった母親の介助をする生活が続きしました。

20代になったときに、母親が足を骨折して寝たきりになり、その後に祖母が亡くなりました。

それから約10年間、ほとんどの時間は母親と2人きりの生活になり、そして母親が亡くなり、およそ30年間続いた介護生活も終わったときに、Aさんは40歳近くになったという実例でございます。

早くですね、もう小学生のときから、こういうふうにAさんは介護に携わっていたという状況であります。

町内においてですね、こういう方が出ないような体制をですね、町としてもしっかり取っていただいて、子供たちも救っていただきたいなというふうに思っております。

以上をもちまして、公明党の質問を終わります。

議 長（白石雄二）

以上で、1番、公明党の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時14分 再開

議 長（白石雄二）

再開いたします。2番、さつき会。はい、入江議員。

10番（入江 弘）

さつき会を代表いたしまして、10番、入江弘、一般質問を行います。

質問事項、本年10月の町長選挙について。

本年10月で美浦町長が町長に就任され2期8年間が経過します。2期目においては、引き続き子育て環境の充実など、町民の皆様のための施策を実施してこられ、また、長年の検討事項でありました町の課題についても方向性を示されるなど、まさに、これからが未来のためのまちづくりの正念場であると感じております。

そこで質問いたします。

本年10月に水巻町長選挙が執行予定ですが、美浦町長は町長選挙に出馬されるのか、お聞きいたします。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、町長。

町 長（美浦喜明）

本年10月の町長選挙についての御質問にお答えします。

本年10月の町長選挙に出馬されるのか、とのお尋ねですが、現在、私は、平成25年11月の水巻町長への初就任、平成29年11月に第2期目の水巻町政のかじ取り役を担わせていただいてから、通算で7年4か月目に入ろうとしているところです。

まず、最初に、これまでに御支援・御指導をいただきました議員の皆様並びに町民の皆様に対し、この場をお借りいたしまして深く感謝を申し上げます。

さて、私は町長就任時より「明るいまちづくり」を掲げ、皆様にお約束しました公約実現に向けて、「停滞は後退である」との思いを念頭に置き、スピード感と責任感、そして行動力を信念として、この7年間、職員とともに町政に臨んでまいりました。

2期目においては、皆様とともに歩み続け、協働でまちづくりを行っていくという想いを形にするために、水巻未来図鑑という総合計画を策定し、水巻“いいね”と感じていただけるような「新たな水巻町」に向けて、これまでとは異なった仕組みや考えも広く活用しながら行政運営を行ってまいりました。

その2期目の成果としては、まず、えぶり山荘の閉館に伴う代替事業として、健康温浴施設の誘致事業に取り組み、現在、頃末南地区において民間主導で温泉の掘削や施設等の建設が進んでいるところです。この健康温浴施設の誘致による町の賑わいを相乗的に波及させていくため、JR水巻駅南口のロータリーなどの頃末南地区の都市再生整備事業にも着手しており、令和4年度には町の玄関口となるJR水巻駅の南口駅前広場が大きく生まれ変わることとなります。

また、町の南側に目を向けてみますと、令和元年度に吉田南五丁目の町有地活用として、大型商業施設の誘致を行いました。町内外の多くの方に御利用をいただいております、南部地区での賑わい創出と利便性の向上に寄与できたものと考えております。

そして、長年の検討事項でありました、吉田町営住宅建替基本計画の方向性については、まず、JR東水巻駅側の吉田町営住宅1棟から36棟について住替えを斡旋し、住替え完了後に用途廃止し、除却を実施するという具体的な方向性を政策決定させていただき、入居者の皆様、吉田町営住宅と関わりの深い方々、そして議員の皆様にご理解をいただきながら、令和3年度からの事業着手に向けた取組を進めているところです。

また、近年様々な自治体で大きな被害をもたらしている自然災害に対する防災・減災の取組について、私が町長に就任してからの国や県への働きかけがようやく実を結び、宮尾台地区の防災工事、さらには鯨瀬排水機場への新規排水ポンプの大型増設に伴う、毎秒10トンの排水能力向上による曲川の氾濫防止対策など、着実に防災・減災のまちづくりへの取組についても進めているところです。

以上の取組を推進しながらも、昨年からは猛威を振るっております新型コロナウイルス感染症

への対応については、町内における感染拡大防止対策を図るとともに、地域経済を支えていただいております事業者の皆様のご生活を守り、生活への影響を最小限に食い止めるため、事業者の方に対する事業継続のための給付金 15 万円の独自給付を行いました。

また、町民の皆様並びに事業者等の皆様に対する様々な要請の長期間化による疲弊感の緩和を図り、皆で一丸となりこの困難を乗り越えていくための 1 人 1 万円の水巻町生活支援商品券の給付を行いました。さらには、今議会で補正予算を上程させていただいております、緊急事態宣言の再発出並びに期間延長に伴う閉塞感の打破を図り、ポストコロナに向け力強い一歩を踏み出していくための、5,000 円の水巻町生活支援商品券の給付といった施策を、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を有効に活用しながら、私の信念であります、スピード感と責任感、そして行動力を発揮し、職員と一丸となり、議員の皆様のご御理解と御協力を得ながら、様々な施策を展開しているところです。

このような取組を進めていく中で、私は水巻町において、行政、民間、町民の皆様がともに手を携え、町の未来を創りあげていくという機運の高まりを力強く感じており、この流れを止めることなく進めていくことが、「誰もが誇れ、輝く故郷 水巻町」になっていくために必要不可欠なものであり、また、その重要な局面の道半ばであると認識しているところです。この局面を、行政の先頭に立ち、皆様とともに歩み続け、輝く未来への道筋を示していくことが、私に課せられた命題であると考え、この秋に行われる町長選挙に出馬することを強く決意いたしました。

3 期目における新たな公約などについては、時機を見てお示しできるかと思いますが、まずは頃末南地区の都市再生整備事業、吉田町営住宅の住替事業について推進を行い、様々な事務事業について継続を図りながらも、本町が抱える課題を解決し、町の未来を創造する施策について、選択と集中の心がけを忘れることなく、検討してまいります。

3 期目の挑戦となりますが、残りの任期について手綱を緩めることなく全うし、これまで以上に、責任感、そして行動力をもって、全身全霊を傾けて町政運営に臨んでまいりたいと考えております。

以上、私の町長選挙への出馬表明、決意表明とさせていただきます。

ありがとうございました。

議 長（白石雄二）

はい、入江議員。

10 番（入江 弘）

先ほど、本年 10 月の町長選挙に立候補されるという力強い出馬表明と、町政と町の未来に対する熱い思いをお伺いすることができました。

2 期目 3 年間の実績を中心に伺うことができましたが、美浦町長の答弁にもございましたように、まさにこの数年間は、健康入浴施設の誘致事業、吉田町営住宅建替基本計画の方向性の決定などといった、長年の町の検討事項について方針決定をなされ、その他の事務事業については、町民の皆さまの目線に立ち、町政運営のかじ取りを行われておられ、またその内容につい

て、町民の皆さん、議員である私たちとしっかりと「対話」を重ね、事業を進めてこられているため、私たちさつき会としても、水巻町がより輝く未来へと向かって進んでいるという実感を強く感じているところでございます。

また、答弁にはございませんでしたが、教育環境に目を向けますと、1期目から変わることなく、小中学校のPTAの保護者の声を聴きながら、各小中学校で異なる施設等の整備要望に対して、計画を立てて着実に整備を進めておられ、また児童クラブにおいては、非常に手狭となっており改修に待たなしの状態であった頃末児童クラブについて、新築棟の建築を行われるなど、2期目において、子育て世代が子供を育てやすい環境の構築に大きく貢献されているものと考えます。

町民の皆さんの生活と命を守る防災・減災の取組についても、国、県と手と手を取り合いながら着実に進めてこられております。

これまでの1期目、2期目の経験を活かし、「誰もが誇れ、輝く故郷 水巻町」の実現に向けて力強く邁進していくためにも、さつき会といたしましても、3期目の選挙、頑張ってくださいと思います。

以上で、さつき会、10番、入江弘、一般質問を終わります。

議 長（白石雄二）

以上で2番、さつき会の一般質問を終わります。

3番、古賀議員。

7番（古賀信行）

まず第1点目、交通事故を減らすための道路設計について。

12月議会で私が指摘した後、立屋敷の点滅信号で軽乗用車の横転事故。

伊左座一丁目と二丁目の道路では、元、点滅信号があった場所での交通事故が起きました。

立屋敷の事故（写真あり）。残念ながら、写真、提供しましたが、議長の判断により、これはもうできなかつたんです。——のときは、遠賀消防署のレスキュー車、救急車、警察車両3台など出動する大きな事故でした。

伊左座の事故は車の前部が激しく損傷し、レッカー車で運ばれました。

この2か所の交差点は事故多発の交差点です。本来なら3灯式の正規の信号が設置されれば、事故も減少すると思いますが、それができないなら、交差点の前後の道路を盛り上げてスピードダウンさせるとか、方法はあります。（立屋敷の点滅信号には遠賀川方面に向かう道路に1か所、道路を盛り上げてもらいましたが。）まだ朝夕の通退勤時は、スピードを落とさない人がいますので、もう少し道路の盛り上げを高くしてほしいのと、東西、南北の全ての道路を盛り上げてもらうことを要請します。

私が度々道路改善の要望してもなかなか実現しませんが、ある家からその人の会社の車庫の間にある町道2か所、道路を盛り上げているので、そこを通るときは、車にかなりのショックがあります。（交通量の少ない町道です。）

また、道路標識でも、福岡県の公安委員会の証紙が貼っていない道路標識があります。（見学

したい方は私が案内します。)

過去、町の道路行政は、こういう法律を無視したことを行っています。だから事故多発の道路は、町は万全の対策を取るべきです。

町長の考えを聞かせてください。

2点目、安心して住める町づくりのために防犯カメラの設置について。

人は規則を守れば交通事故や犯罪は起きないと思いますが、規則や法律を守らないからいろいろな事件が起きます。

私は危険と思われる交差点を早朝と薄暗くなった夕方に視察に行きます。最近非常に危ないと思った信号がありました。それは、県道芦屋中間線の鯉口信号です。信号が赤に変わっても平気で2~4台続いて通過します。それで美吉野方面から青信号で県道に出ようとしても通行できないこともあります。また、この信号は美吉野側の停止線の位置が信号機に近いので、(特に宅急便の3トン車は反対車線に入り込まないと)運転が困難です。

町は危険と思われる箇所、犯罪の起きそうな場所に防犯カメラを設置してほしいと思います。

北九州市の小倉駅周辺の商店街には、たくさんの防犯カメラが設置されています。

私は車で全国の自治体に勉強や視察に行っています。その中で気づいたのは、スピード取り締まりのカメラとは別に防犯カメラが設置されていました。これは私は良いことだと感心しました。

水巻町も防犯カメラの増設をしてほしいと思います。

町長の意見を聞かせてください。

3点目、孤独死の防止について。

2021年1月7日午前中、町内の私の友人の家(一人暮らし)に、折尾署の警察車両が2台来て検視をしていました。その家に住んでおられた80歳を超えた人が死亡されていたからです。

死亡された人の兄弟もその場所におられました。私はそんなこととは知らず、たまたまその家を訪問したら、警察官が「何しに来られたのですか。」と質問されたので、「私の友人が食堂をしているので、3日ないし4日に一度、食事を配達しているのです。」と答えると、警察官は、「最後に来られたのはいつですか。」と、また質問されました。私は「2020年の12月末。」と答えました。

郵便受けには新聞が分厚くたまっていたので、死亡されてかなり日数が経過していたと思うけど、警察は1月4日に死亡されたのではないかと兄弟に報告されたそうです。

今回の場合は冬で寒かったので身体の腐敗は進んでいなかったけど、2019年夏、孤独死の場合は、暑さで身体が腐敗し、悪臭がしていたので、近所の人で通報されたそうです。

これからの高齢化社会では一人暮らしの高齢者が増え、孤独死が増えてくると思いますので、町はたくさんのアイデアを活かして孤独死防止と孤独死の早期発見に努力すべきです。

町長の意見を聞かせてください。

議 長 (白石雄二)

町長。

町 長（美浦喜明）

はじめに、交通事故を減らすための道路設計についての御質問にお答えします。

事故多発の道路は、町は万全の対策を取るべきです。町長の考えを聞かせてください、とのお尋ねですが、御質問にあります交差点につきましては、1つ目は、2級町道 立屋敷・伊左座線と同じく2級町道 引船・琵琶ノ首線が交差する立屋敷二丁目付近の交差点で、2つ目は、2級町道 立屋敷・伊左座線と1級町道 伊左座・吉田線が交差する伊左座一丁目付近の交差点であると考えます。

これらの交差点は、1級町道および2級町道が交差しており、自動車交通量が比較的多い町道です。一時停止の規制がなされているにもかかわらず、停止せずに交差点内に進入することが、衝突事故が発生している主な原因であると思われまます。

そこで本町では安全対策として、立屋敷二丁目付近の交差点では、路面のカラー塗装、路面標示、ハンプの設置等を実施し、伊左座一丁目付近の交差点では、折尾警察署と協議を行い、1灯式の点滅信号を撤去し自発光式の一時停止標識を設置したほか、センターラインの消去、路面のカラー塗装、注意喚起の看板の設置などを行っています。

このような安全対策により、対策前と比較して交通事故発生件数は減少しています。

また、御質問にあります、道路を盛り上げてスピードダウンさせる道路施設はハンプと呼ばれ、交通安全対策のために、道路の路面に凸状の部分の設け、通過する車両を一時的に押し上げるものです。事前にこれを見たドライバーが速度を落とすことがねらいであり、自動車を減速させて、歩行者、自転車の安全な通行を確保することを目的に設置されています。国土交通省、国土技術政策総合研究所によって、一般的な構造が定められており、立屋敷二丁目付近の交差点に設置しましたハンプも、この構造を準用しております。

立屋敷二丁目、伊左座一丁目付近の交差点での安全対策につきましては、折尾警察署や各関係機関と協議を行いつつ、さらなる安全対策に努めてまいります。また、現在、町内各所において路肩のカラー舗装化や歩道の新規整備、拡幅、段差解消、横断歩道や信号機の設置、交差点改良など様々な安全対策を実施しております。

今後とも、町民の皆様の御意見を聞きながら、安全・安心な道路行政を推進してまいります。

次に、安心して住める町づくりのために防犯カメラの設置について、の御質問にお答えします。

まず、県道の鯉口信号の交差点が非常に危険であるとの御指摘ですが、この交差点は、県道 中間・水巻線と2級町道 後谷線が交差する非常に交通量が多い交差点であり、歩行者や自転車も多く通行しています。

この鯉口交差点の信号機につきましては、交差点で発生した死亡事故を受け、町が折尾警察署へ要望を行い、平成24年に設置されました。

現在、この交差点付近におきまして、県道芦屋・水巻・中間線都市計画街路事業が施行されているため、頃末小学校へ通う児童や、折尾高校へ通学する生徒、また、一般の歩行者の安全を確保するため、土日、祝日を含め、毎日、交通誘導員を4名配置しています。

また、この都市計画街路事業が完成すれば、現況で車道2車線、12メートルの道路幅員が、車道4車線、28メートルの道路幅員へと拡幅され、歩道の有効幅員も現況の1.5メートルから

5メートルへと大幅に拡幅される予定です。

従いまして、鯉口交差点も大幅に拡幅されることから、より安全に通行できる道路へと改良されることとなります。

美吉野側の停止線につきましては、以前に議員より情報提供していただき、折尾警察署と協議し、交差点から美吉野側へ2メートル遠ざけて設置し直しているため、現在はスムーズな通行が行えているものと認識しております。

また、防犯カメラの増設について、のお尋ねですが、現在、本町では、庁舎や水巻駅南口、各小中学校などの施設に防犯カメラを設置しており、水巻町防犯カメラ設置運用要綱に基づき、管理、運用を行っています。令和2年度も、2か所の施設に防犯カメラを新設いたしました。これらの防犯カメラは、公共施設の管理上の目的で設置しているもので、現状では、道路の交通状況や街中の様子を撮影する目的で設置されたものではありません。

今後も、公共施設を中心に、犯罪抑止の効果などを検証しつつ、プライバシーにも配慮しながら、防犯カメラの増設について検討してまいります。

最後に、孤独死の防止についての御質問にお答えします。

町は沢山のアイデアを活かして孤独死防止と孤独死の早期発見に努力すべき、とのお尋ねですが、本町においても、高齢化率の上昇と家族形態の変遷により、独居高齢者の割合が増えていますが、高齢者が一人暮らしをされていることが問題なのではなく、日常の困りごとや緊急事態が発生した時に、生活の場ですぐに対応できるような仕組みを作ることこそが急務であると考えています。

国においても、高齢化社会に対応するため、支援が必要な高齢者等をできるだけ長く地域で支え合う仕組み、いわゆる「地域包括ケアシステム」を市町村単位で構築するよう求めています。

本町では、今年度策定した第9期水巻町高齢者福祉計画を、地域包括ケアシステムの構築に係る後期計画と位置付け、施策の事業評価やアンケート調査、生活支援体制整備事業の協議体の意見等から、本町の高齢者福祉に係る課題を抽出し、対応策の検討を行った上で、令和3年度以降の生活支援に関する重点取組施策を提示しています。

御指摘のとおり、高齢者に限らず一人暮らしの方の孤独死は後を絶ちません。福祉課では、高齢者や障がいのある方について、地域の方や御家族から通報・相談があれば速やかに自宅を訪問し、状況を確認しますが、訪問しても、施錠され応答がないときは無理に自宅内に入ることとはできませんので、地区役員等からの聞き取りや家屋の周囲を外側から確認するにとどまることとなります。

親族等がおられれば情報をお尋ねすることが可能ですが、町のサービス等を御利用でない方は、御本人の親族関係が全くわからない場合もあります。

そこで、今年度、従来実施していた「あんしん情報キット」の配布と、避難行動要支援者名簿への登録業務を一本化することで、緊急時連絡先や持病、かかりつけ医等の情報を町が収集・整備し、関係機関で共有する取組を開始し、今後さらに推進する予定としております。

本町には、「見守りネットふくおか」の協定を締結している事業所のほか、民生児童委員、福祉会、老人クラブ連合会など、地域において日常的な見守り活動を推進している組織が複数あ

り、それぞれが活躍されています。

配慮を必要とする方の個人情報を整備し、御本人の同意を得た上で、地域の見守り活動団体に情報提供して見守り対象者に加えていただき、顔見知りの関係を複数作っておくことが、困りごとへの早期対応につながるものと考えます。

以上です。

議長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。古賀議員。

7番（古賀信行）

この道路のことについては12月議会でも質問しましたが、その後、私が述べているように、重大事故がこれに書いてませんが、3件発生しました。それで写真撮ってます。1件だけ撮ってませんが。

質問しましたように、立屋敷の事故は、レスキュー車、要するに消防署のですね、救命救急車、救急車、警察車両たくさん来てました。そして車が真横に横転してました。本当にひどい事故でした。

お互い私はよく見に行くんですけど、特に朝なんか赤に点滅になっても止まらん車がいっぱいいるんです。

それは、ある会社の始業時間が8時だからですね。時間ぎりぎり来る人がですね、立屋敷の信号だけじゃなくても、唐ノ熊の信号のそこから右折する車がですね、たくさん信号無視していく場合があります。

そういう点ですね、やっぱりもう少し立屋敷の信号についてはですね、道路盛り上げ部分を東西南北ですね、全部つけていただいて。箇所をですね。そうしていいじゃないかと思えます。

2年前、水巻で民間企業の大きな工場、できました。あそこはですね、やっぱり車道入っていったら奥のほうにランプつけています。高くですね。

私は北九州市のある大企業に働いていました。そこはひどいです。トレーラーがですね、もう通りにくいほど高く盛り上げてるんですよ。それで、もう急にスピードを落とす以外ないんです。そうしてですね、歩行者の安全を守っていたんです。

私は昨日ですね、戸畑駅から小倉に行く明治学園のほうに昨日ずっと道路走ったんです。バイクで。すばらしい道路行政だと思ったんです。車道の片側は6メートルあるんですかね。その横に車道の中に、今度は青線を、1.5メートルくらいの青線を引いて、自転車専用道を造ってるんです。その外側に歩道を造ってるんです。

そういう点で、以前はなかったですね、そういう北九州市の道路行政ですね。着々とですね、進んでいると思います。

そういう点ですね、水巻町もすぐできないと思いますけど、そういう長い目でですね、してほしいと思います。

特に私が度々言いますように、中間方面から国道3号線のあの道路ですね。もうひどいもん

です。

ほいで、バイパスとしては、遠賀川堤防に上がる方法があるんですけど、あっこ上がると危険だから、上がるときにですね、中間から来るとき、危険だから皆さん、あっこなかなか上がって3号線出らんわけですよ。

そういう事情があるもんだから、やっぱりですね、安心して通られるように、私が言いましたように、中間方面の来る道路をらせん状に上げてぼっち降ろしてですね。まあたくさん金がかかるけど、そういう長期的な展望も必要であると思います。

でですね、そういう点で、道路部分をですね、もう少し盛り上げてほしいと思うんですけど、建設課長の答弁をお願いいたします。

議 長（白石雄二）

北村課長。

建設課長（北村賢也）

古賀議員の再質問にお答えいたします。

ただいまの立屋敷のところの点滅信号のある交差点ですね。ここで事故が多発ということで、私たちも一応事故のことは把握しております。

ハンプなんですけれども、現在、川のほうで十字の交差点がありましたら、西側の遠賀川から降りてきた道路に1か所つけております。

ハンプなんですけれども、いろいろと場所場所で実証はされて、実験をですね、いろいろ福岡県内でも至るところでしてあるところですけども、その辺りの状況を見て、今後の設置状況というのを考えていきたいと思ってるんですけども、どうしても、やっぱり住宅があるところであれば、車が通ったときに振動するというようなクレームも入るといふことの検証結果も出ておりますので、そのところを十分考慮しながら、議員言われるように、つけられるところはぜひ導入もしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

古賀議員。

7 番（古賀信行）

道路を盛り上げたら音がするっちは言われましたけど、私が議員じゃないときから長いこと要望してですね、水巻町の建設課長に、福岡のUR住宅を見学していただきたいということを長いこと言って、やっと見学してもらったことあるんです。

それはですね、URの住宅の中に、何か所も盛り上げてるんです。そしてですね、スピードを下げ、住民の歩行者の安全を守ってるんです。そういうことがあるんです。決してそんなあなたが言われるように、そんな音は、騒音は、発生しません。

それからですね、まあそれはよしとして、それから、安心して住める町づくりのために防犯

カメラの設置について、再質問します。

この中に、これ最初の答弁と関連あると思うんですけど、この質問の答弁の、「この都市計画街路事業が完成すれば、現況で車道2車線、12メートルの道路幅員が、車道4車線、28メートルの道路幅員へと拡幅され、歩道の有効幅員も現況の1.5メートルから5メートルへと大幅に拡幅される予定です」って、あります。

でですね、この中にですね、1点、再質問しますけど、この中には歩道の有効幅員は1.5メートルからってなってますけど、この中に自転車道路なんかはどうなりますかね。

議 長（白石雄二）

北村課長。

建設課長（北村賢也）

古賀議員の再質問にお答えいたします。

完成形の歩道なんですけれども、現在の予定では、一応幅員が6メートル取りまして、あと1メートルは植樹帯ということで、5メートルの歩行者空間を確保する予定になっております。

先日、岡田議員の質問にちょっとお答えさせていただいたんですけども、現在水巻中学校の下から国道3号に向けての県道で、自転車道、自転車通行帯の整備を行っております。この道路の続きの道路ということになりますので、今後は県と協議いたしまして、有効幅員が5メートルあれば、歩道の中に自転車通行帯と歩行者通行帯、分けること可能ですので、十分協議をして進めていきまして、安全に自転車・歩行者が通行できる道路にするということで協議を進めてまいります。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

古賀議員。

7番（古賀信行）

答弁の中で、「これらの防犯カメラは公共施設の管理上の目的で設置しているもので、現状では道路の交通状況や街中の様子を撮影する目的で設置されたものではありません」ってあります。これはちょっと私の意見と異なります。考えと。

これはですね、北九州市はですね、やっぱり防犯・防止の上からですね、たくさんつけています。

それと私、最近感心したのは、この県道にスピード違反のカメラとは別に防犯カメラをつけている。これなかなかいいなと思ったんです。そういう自治体もあるから、ですね。

特になぜこんなこと言いますかって言いますと、まあ要するに、犯罪事件が起きたときですね、特に防犯カメラが有効な役割を果たしているわけです。

まあここにはプライバシーの問題を配慮しながら書いてますけど、犯罪が起きたときの犯人はプライバシーとかないんですよ、はっきり言うて。

だからそういう点ですね、やっぱそういう点も含めて、もう少し防犯カメラを増やしてほしいと思います。

それから孤独死の防止についてですけど、これは、令和3年1月7日に起きた事件です。たまたま私の知り合いの家行ったら、警察官が次々来ていました。そして、入り口に兄弟の方が、おられたから、「何ですか」ち言うたら、「いや、妹が亡くなってなあ」って言われてですね、びっくりしたところです。私は時々この家には訪問していたんです。

私はですね、高齢者の一人暮らしの方に、何かあったら連絡してっち、私ですね、携帯電話の番号を教えているんです。

この方は、電話する気力もなかったと思うんです。そういう点ですね、孤独死されたと思うんです。

そういう点ですね、近所の方、町はいろんな施策してくれてますけど、高齢者に。してくれてますけど、小さいとこまで行き届かないところいっぱいあるんですね。

そういう点ですね、まあこれは、孤独死じゃないけど、3日前のテレビで報道されましたけど、宮崎のあるところでは、防災のための地域の人がいいアイデアを持ってるんです。それは、体の不自由な方が、震災が起きたときにですね、私の家に来てもらわなくてもいいっていう表示をするためにタオルか何か掛けてるそうですね。なかなかいいアイデアだと思ったんです。そういう、私が今日は元気であるよって表示するためですね。

やっぱりそういうアイデアも必要かなあと思うんです。

そういう点、水巻町はそういう点どんなふう考えておりますか。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

今、古賀議員が言われるように、これはもう行政だけではできない。やはりいろんな民生委員とかいろんな方がおられます。それでも、やはり、個人情報の問題があったりしております。

それで今、私もテレビか新聞ですかね、今の古賀議員が言われた黄色いタオルか何かを表において、元気ですよと、ああいいアイデアだなと思っております。

そういうことも含めて、今後、やっぱりみんなですね、一人暮らしも含めて支えていかなければいけないんじゃないかなと思っておりますので、いろんな機関、あるいは町民の方に広報等でお知らせしながら、やっていきたいなと思っております。

以上です。

議 長（白石雄二）

古賀議員。

7 番（古賀信行）

まあもう時間がないから回答はいいんですけど、伊左座一丁目、二丁目あたりは四十数年前

に建設されていますから、道路行政も当時のあれに沿ってつくられたと思います。

そういう点で非常に残念なのが、角切りが少ないんですね、交通量多いところ。

で、私は岐阜県の旧八幡町を視察行きました。そこはですね、いっぱい観光客が来るから、公衆トイレを造るのに民間の敷地の一部分借りて公衆便所を造ってるんですよ。なかなかこの町長偉いなと思った。当時ですね。そういうですね、首長さんもいらっしゃいます。

そういう点ですね――。

[質問時間終了]

議 長（白石雄二）

時間です。

[「はい、ならこれで終わります。」と発言する者あり。]

議 長（白石雄二）

以上で3番、古賀議員の一般質問を終わります。これもちまして本日の一般質問を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午後 00 時 00 分 散会